



JICA (ER) 第 5-21001 号
平成 20 年 5 月 21 日

環境社会配慮審査会
村山 武彦 委員長殿

独立行政法人 国際協力機構
理事 黒木 雅文



環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名
諮問第 2 号
「ザンビア国複合的経済特区 M/P 調査」における環境社会配慮調査のスコーピング
2. 諮問事項
環境社会配慮調査のスコーピング案

以 上

平成 20 年 8 月 12 日

独立行政法人国際協力機構
理事 黒木 雅文 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第 2 号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第 2 号「ザンビア国複合的経済特区マスタープラン調査」における環境社会配慮調査のスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らいください。

以 上

調査全体

1. 前提となる条件または想定、開発目標、検討している項目の内容をより明確にすべきである。

市域全体の都市開発計画との整合性

2. 同時並行で進められている「ルサカ市総合都市開発計画調査」と十分に連携を図り、全体計画との整合性を可能な限り高める必要がある。

マスタープラン（M/P）の内容とそれに対応する環境社会配慮

3. 現時点で予想される環境影響項目に対する緩和策に大きな不備はないと思われるが、むしろ今後の開発計画の進展及びフィージビリティスタディ（F/S）段階でこれらの緩和策が適正に評価・実施されることが重要であり、これを担保する制度的、組織的な仕組みを提案しておく必要がある。また、現時点では、造成後の土地利用形態が不明であるので、それを前提とした環境配慮であることを明確にしておくべきである。
4. 対象区域において想定される主な事業は、区域内のインフラ整備、外部インフラ整備、区域内の個別プロジェクト(企業施設等の立地)であるが、これらの事業の今後の実施スケジュール(工程)と、実施時期に応じた環境影響評価の手続きの流れについて、このM/P調査の時点で見通しておくことが必要である。
5. 影響評価の前提として、想定される事業計画の概要（事業種、事業規模、事業位置等）を示すべきである。

候補地の代替案検討

6. 候補地について複数案を対象に検討している点は評価できるが、本件の対象がマスタープランであり、さらにスコーピング段階であることを考慮すると、詳細検討の前に候補地を選定することには疑問が残る。計画段階からの環境アセスメントは重要であるため、複数の候補地を対象にスコーピングで絞り込んだ評価項目に基づいて、比較検討を進めることが適切である。
7. 代替案検討の方針は、M/Pの計画規模および内容を想定していると考えるが、対象地の開発適地を十分に把握した上で、開発規模や各種施設の立地特性を勘案しゾーニングや規模設定の検討を行うべきである。
8. 候補地選択においては、社会環境、開発の適地性のみではなく、自然環境や開発後の環境影響も判断材料とすべきである。さらに、複合的経済特区（MFEZ）の運営管理面（水利用、排水処理管理、周辺への環境影響等）も含めて候補地を検討することが望ましい。

9. 他の類似事例では、敷地全体に対する整備段階の時間的な違いを代替案に含めている場合があるので、参考にすべきである。

調査方法

10. MFEZ が整備された後、敷地内でどのような立地が進むことになるかを予測することは困難と考えられるが、環境社会配慮の観点からは、影響が大きい場合も含めて検討することが必要である。そのため、検討項目のうち、導入産業や対象地内のゾーニングについては、環境や社会への影響が比較的大きいと考えられる案も含めておくことが求められる。また、敷地内の問題と経済特区の運営に関わる敷地外のインフラ整備とは分けて検討することが望ましい。
11. 現状の自然環境は大きく改変された状態なので、潜在自然植生について把握をすべきである。さらに、希少野生動植物種の確認は必要であるが、他地域との比較において特徴となるような生態系、種があるかないかも確認すべきである。
12. 想定される開発の規模により、現状把握もチェック項目とポイントは変わってくるので、この関係を念頭に置くべきである。また、評価結果の分類の表記について、「公害」ではなく「環境汚染」を用いるべきである。
13. 対象区域の地質条件により地下水の汚染が懸念されるため、影響の予測・評価、軽減策においてこの点を考慮することが望ましい。
14. 周辺のインフラ整備のうち、給排水の実現可能性については、予め十分に検討する必要がある。
15. 国立公園内で農作業等を行う人たちの実態を調査することを含めて、候補地の土地利用の現状、法令の内容を把握する必要がある。土地利用区分が省庁で多重に登録されていないかなども併せて調査することが望ましい。また、収入の補填を行う場合、補填を行う主体、土地の用地収用の主体、家屋移転の手続きを行う主体等も調査すべきである。
16. MFEZ の建設に伴い、対象地域での雇用の増加が期待されているが、その根拠が明確でないので、ザンビア国政府が検討している雇用育成策を確認する等により、雇用増加が期待できると考えた理由を明示すべきである。

F/Sにおける環境社会配慮

17. 現時点では対象となる地点、土地利用の形態が不明であり、これらが明らかになった段階で環境影響の予測を行うことが望ましい。